

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	能登半島地震に係わる待機支援車管理作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 時岡 利和 津市広明町297番地
契約締結日	令和 6年 2月29日
契約の相手方の氏名及び住所	(株)杉本組 三重県四日市市石原町1
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,452,000- (月額)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,452,000- (月額)
随意契約によることとした理由	<p>件名 能登半島地震に係わる待機支援車管理作業</p> <p>業者名 (株)杉本組</p> <p>理由 本作業は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災した地域の支援を行うため派遣されたテックフォース隊員、作業員等が近傍に宿泊施設を確保できないため、仮眠施設として能登空港に設置された待機支援車の管理運営など、災害対策本部の計画に基づき、後方支援を行うものである。</p> <p>また本作業は被災地の被害が甚大なものであり緊急かつ継続的に実施する必要があることから、日頃から災害支援に関する高い意識を持っていること及び迅速に支援体制がとれることが必要となる。</p> <p>上記業者は、当事務所と「災害又は事故における緊急的な応急対策の支援に関する協定」を締結している一般社団法人三重県建設業協会の会員であり、過去5年間の災害対策用機械等操作訓練への参加、洪水時河川巡視の協定締結など、災害時の緊急的な出動等に常時体制を整えていることから、今回の支援体制を即日にとることが可能である。</p> <p>以上の理由により他に競合できる者はないため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により上記業者と随意契約を行うものである。</p>
備考	